

新型コロナ関連給付

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 対象モデルケース

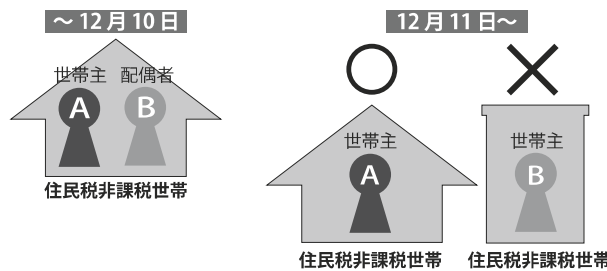
**ケース 1** 令和3年12月11日以降に、北本市へ転入した世帯

○ 転入前の市区町村で住民税非課税世帯だった場合は、支給対象です。この場合、転入前の市区町村から支給されます。対象となるかどうか、申請方法等については転入前の市区町村にご確認ください。

**ケース 3** 非課税世帯が令和3年12月11日以降、世帯の一部が転出した場合

令和3年12月10日の世帯状況で判断するため、転出元の世帯は支給対象ですが、転出先の世帯は支給対象外です。

例 12月10日まではAさん(世帯主)とBさん二人の住民税非課税世帯だったが、12月11日以降にBさんが転出し、Aさんの世帯・Bさんの世帯それぞれが住民税非課税となった場合



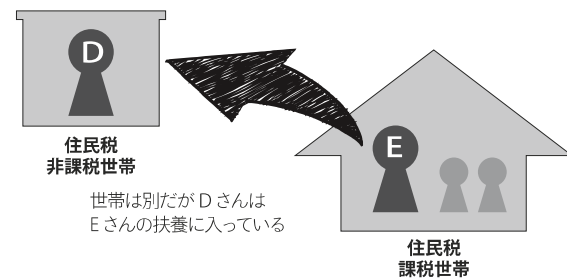
**ケース 2** 配偶者やその他親族からの暴力等(DV等)で北本市に避難している世帯

○ 令和3年度住民税が非課税であり、住民票を移さず北本市内に避難している場合は支給対象です。申請が必要なため、詳細は福祉課地域共生担当(☎590-2900)へお問い合わせください。

**ケース 4** 課税されている人に扶養されている人のみで構成される世帯

✗ 課税されている人と同一世帯とみなすため、支給対象外です。

例 DさんはEさんの扶養に入っているが、Eさんの世帯を出てひとり暮らしをしている場合



**ケース 5** 一時的な所得(土地の譲渡所得、持続化給付金など)で令和3年度だけ課税された世帯

✗ 令和3年度住民税が課税されているため、支給対象外です。

### 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯にも10万円を支給します

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降の収入が非課税世帯と同等の水準にある世帯の皆さんに、1世帯あたり10万円を支給します。
- ▶ 申請受付開始時期は3月以降を予定しています。
- ▶ 申請方法や対象者の詳細は広報きたもと3月号および市ホームページでお知らせします。

### 詐欺に注意

市区町村や内閣府などが右記を行うことは絶対にありません

- ✗ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込を求められること
- ✗ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求められること

☎福祉課地域共生担当(☎590-2900 ※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の専用番号)

新型コロナ関連給付

## 注目3 新型コロナウイルスに関連する給付金について

### 新型コロナウイルスの影響で生活が困窮している皆さんへ 生活困窮者自立支援金の再支給

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了してもなお、自立が困難である世帯に自立支援金を再支給します。

期 令和4年3月31日(木)まで

対 自立支援金(初回)の受給期間が終了した世帯

- 因・単身世帯 月額6万円
  - ・2人世帯 月額8万円
  - ・3人以上世帯 月額10万円
- 申請月から3か月間支給

他 支給には一定の要件あり。

生活困窮者自立支援金とは

緊急小口資金(緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった人に対して、社会福祉協議会が少額を貸し付けるもの)等の貸付が終了した世帯等に支給する支援金です。申請期間が令和4年3月31日(木)まで延長されました。支給要件等の詳細は、市ホームページをご覧ください。



☎福祉課地域共生担当(☎594-5517)

### 新型コロナウイルスに感染し、給与が減額した皆さんへ 新型コロナウイルス傷病手当金の延長

「新型コロナウイルス傷病手当金」とは、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入し、会社等にお勤めの方が新型コロナウイルスに感染し、給与が減額した場合に支給されるものです(支給には一定の要件あり)。この対象期限が、右記の通り延長されました。

延長前	延長後
令和3年12月31日まで	令和4年3月31日(木)まで



◀ 国民健康保険についてはこちら

▶ 後期高齢者医療についてはこちら



☎保険年金課国民健康保険担当(☎594-5541)・後期高齢者医療担当(☎594-5542)

## 注目4 公共施設マネジメント説明会

市では、厳しい財政状況や少子高齢化が進む中、老朽化する公共施設等を適正な規模に整備・管理運営(公共施設マネジメント)していくため、右記のとおり3つの計画を策定しました。

時 3月12日(土)10:00~12:00

場 文化センター

定 60人

他 計画は3月1日(火)に市ホームページで公開予定。

☎ 2月21日(月)~3月4日(金)に行政経営課施設再編担当(☎511-1061)へ電話で申込み。  
※平日8:30~17:15



### 北本市公共施設等総合管理計画

平成29年3月に策定。40年間にわたる公共施設等の総合的な管理に関する計画であり、国の指針の改訂および適正配置計画等の策定を踏まえ、一部改訂を行いました。

### 北本市公共施設個別施設計画

北本市公共施設適正配置計画(令和2年3月に策定)に基づき、各施設の4年間の対策や保全等のスケジュールについてまとめた計画です。

### (仮称)市民活動交流センター整備基本計画

北本市公共施設適正配置計画等に基づき、旧栄小学校の利活用についてまとめた計画です。

